

令和6年7月30日

設置希望業者 各位

国立大学法人東京藝術大学
学長 日比野 克彦
(公印省略)

東京藝術大学自動販売機設置公募要領

本学では、飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置運營業務（更新）について検討しております。つきましては、設置運營業務（更新）希望業者（以下「業者」という。）は下記の要領をご確認頂き、企画提案書等の提出をお願いいたします。

記

1. 件名 東京藝術大学自動販売機に係る設置運營業務 一式

2. 業務の目的

- ・学生、生徒、教職員等に対する福利厚生の実施の為。

3. 目標

- ・東京藝術大学のSDGsへの取組14

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

4. 各キャンパスの概要

東京藝術大学 上野キャンパス（学生、生徒、教職員：約4,395人）

所在地：東京都台東区上野公園12-8

千住キャンパス（学生、教職員：約282人）

所在地：東京都足立区千住1-25-1

取手キャンパス（学生、教職員：約308人）

所在地：茨城県取手市小文間5000

横浜キャンパス馬車道校舎（学生、教職員：約97人）

所在地：神奈川県横浜市中区本町4-44

横浜キャンパス万国橋校舎（学生、教職員：約61人）

所在地：神奈川県横浜市中区海岸通4-23万国橋会議センター3F

横浜キャンパス元町中華街校舎（学生、教職員：約41人）

所在地：神奈川県横浜市中区山下町116

5. 業務の概要

(1) 設置場所及び台数取扱品目

詳細は、別添資料1のとおり。

- ・飲料水（ペットボトル、缶、紙カップコーヒー等）
- ・食品（カップ麺、パン等）

(2) 設置契約期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（3年間）

(3) 設置に関する費用負担等

設置及び撤去等にかかる電気工事費用等は業者負担とする。

稼働時の光熱費は、大学負担とする。

(4) 自販機の設置

- ① 自販機及び回収ボックスの機種、色彩、デザインは、キャンパス周辺環境との調和を図るため事前に本学と協議し許可を得るものとする。
- ② 自販機の搬入から備え付け、商品の補充、売上代金の管理まで一貫して業者の責任で行うこと。
- ③ 設置の際は、転倒防止措置を行い、廊下などに傷が残らないように留意すること。
- ④ 保健所等に届出が必要な商品を扱う場合は、業者が手続きをすること。
- ⑤ 更新の自販機の入替えについては、現設置機の業者と連絡調整を図り、滞りなく行うこと。
- ⑥ なお、設置後本学の要請により増設、移設、廃止を行う場合がある。

(5) 自販機の機種等

- ① 原則として、ユニバーサルデザイン対応機とすること。
- ② 災害救助ベンダー（バッテリー型）、電子マネー（Suica、PASMO 等）対応機は必須とすること。設置後、電子マネーの電波が弱い場合は使用出来るように改善すること。
- ③ 設置する自販機は、グリーン購入法に適合する機種とすること。
なお、省エネルギー・低炭素キャンパスづくりのために、旧モデルの再整備機ではなくエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）「省エネ法」のトップランナー基準に適合する最新モデルの自販機を設置すること。

(6) 環境への配慮

- ① 販売商品は、回収後のペットボトルのリサイクル率（国外への輸出・熱回収を除く）70%以上とする。
- ② プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）（以下、「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための努力をしていること。
- ③ プラスチック資源循環法の認定を目指すペットボトルの導入率は25%以上とする。（バイオマスプラスチック及びリサイクルプラスチックを含む）

(7) 商品等の補充

担当者が定期的に巡回し、商品等の補充を行うこと。

(8) 衛生管理

- ① 販売商品は賞味期限切れのないようにすること。
- ② 回収ボックスは業者の負担で設置し、修理等についても業者の負担とする。
また、空き容器等を回収する際に、自販機周辺の清掃を行うこと。

(9) 廃棄物の処理について

- ① 業者が自販機に設置する回収ボックス等から発生する廃棄物は、すべて業者が責任を持って定期的に回収し、回収したペットボトル、缶、紙カップ等は各自治体の定めるリサイクル処理を実施すること。
- ② 業者の設置した自販機以外にて購入されたペットボトル、缶、紙カップ等が混入していても同様に処理すること。

(10) メンテナンス

担当者が定期的に巡回して自販機の点検・調整等を行い、故障等が生じないよう配慮すること。

(11) 売上代金の回収と釣り銭の補充

自販機の売上代金の回収及び釣り銭の補充は、定期的に巡回して行うこと。

(12) クレーム対応

自販機の故障や商品の品切れ、釣り銭が出ない等のクレームに対して、速やかに対応すること。

(13) 販売手数料

販売手数料及び売上本数等の自販機実績額明細書を、毎月末締めにて、翌月の9日までに紙媒体又は電子媒体により本学へ報告しなければならない。

ただし、翌月の9日が業者の休業日にあたる場合は、前営業日までとする。

販売手数料は本学の指定する方法に従い毎月支払うものとする。なお、銀行口座振込み手数料は業者の負担とする。

(14) 監査、調査

売上実績に対して監査又は調査をする場合がある。その際、業者は協力をする事。

(15) 賠償責任について

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自販機に起因する事故による本学及び第三者への賠償責任は設置運營業者の責任において全て行うものとする。

6. 応募資格要件

- (1) 東京藝術大学契約規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度以降自販機の設置運營業務について3年以上の実績を有していること。
過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分をうけていないこと。
- (3) 国、地方公共団体、国立大学法人または独立行政法人等から、取引停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) その他、本学が競争参加につき不相当と認めた者でないこと。

7. 企画提案書について

(1) 提出書類

- ① 別紙1「東京藝術大学自動販売機設置企画提案書」表紙
- ② 別紙2「東京藝術大学自動販売機設置企画提案書」
- ③ 別紙3「自動販売機の型式・機能」
- ④ 自販機の取扱予定商品一覧（任意様式）
- ⑤ 会社案内等（SDGsに取り組む資料を含む。）
- ⑥ その他（ご協力頂ける事があれば）例：ペット飲料水やお茶等の別途無償提供等

(2) 販売商品の留意事項について

- ① 設置運業者の提案によるものとするが、最低限、コーヒー飲料、紅茶飲料、無糖茶飲料、炭酸飲料、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、果実系、栄養ドリンク系の対応ができることとし、自販機1台につき、各1品目以上搭載すること。自販機1台につき、36品目以内を搭載すること。容器の種類欄には、「缶、びん、ペットボトル、紙容器、カップ等」のいずれかを記載すること。
 - ② 主力メーカー商品を多数扱う「缶、ペットボトル、紙容器、カップ等」自販機に関しては、設置運業者の社員が直接オペレーションできること。
- (3) 季節毎に商品入替を行い、本学からの要望を品揃えに反映させるものとする。また、利用者の要望を確認し夏冬等に合わせた商品を取り扱うこと。
- (4) 自販機の設置後、利用者から販売商品の追加・変更等について要望がある場合は本学担当者と打合せの上、速やかな対応ができること。
- (5) 販売手数料率の提案標準小売価格（税込）が100円を超える商品は20円以上の値引き、100円以下の商品は10円以上の値引きで販売を実施すること。この販売価格を堅持した上で、1本当たりの販売手数料率（税込）を提案すること。
- (6) たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。

8. 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は無効とする。

- ① 公募要領に記載の要求事項を満たさない提案書
- ② 虚偽の記載のある提案書
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の提出した提案書
- ④ その他、手続に違反すると認められる者の提出した提案書

9. 選考方法等

各グループ（A～E）へ応募可。ただし、選考方法は当該公募要領に基づき提案業者より提出された企画提案書等を総合的に評価し、各グループ（A～E）に対し、各1社を選定する。A～Cグループについては、1社1グループのみとする。D又はEグループではA～Cグループで選考された業者を選考可とする。

- (例) ●●●社 A～Cグループへ応募し、Aグループに選定された場合
B又はCグループでは選定されない。
D又はEグループでは選定の可能性あり。

10. 質問等

質問は文書（様式は任意）により下記の間合せ先へE-mailにて送付すること。

※件名に「【東京藝術大学自販機公募】質問等について」と記載すること。

質問提出期限：令和6年8月8日（木）17時まで【厳守】

質問に対する回答は、E-mailにて令和6年8月23日（金）までに送信予定。

11. 交付期間：令和6年7月30日（火）～令和6年8月8日（木）

当該公募要領は次のURLからダウンロードしてください。

<https://www.geidai.ac.jp/general/procurement/procurementsupply#koubo>

12. 提出期限：令和6年8月30日（金）17時【厳守】郵送の場合は期限までに必着

（受付時間：平日9時～12時、14時～17時）

13. 提出場所：110-8714

東京都台東区上野公園12-8

東京藝術大学 財務会計課 本部会計二係

TEL 050-5525-2048

14. 選考結果の通知：令和6年9月6日（金）E-mailにて通知予定。

なお、選定理由については公表しない。選定結果については、異議申し立てを一切認めない。

15. その他

- (1) 応募者は、本学がヒアリング等を求めた際には、これに応じること。
- (2) 提出書類については、提出後の追加、変更、差替は認めない。
- (3) 受領した提出書類は、理由を問わず返却しない。
- (4) 企画提案書等の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 本学夏季一斉休業期間（令和6年8月10日（土）～8月18日（日））

【本件に係る問合せ先】東京藝術大学 財務会計課

（大学本部棟2階 担当：荒井）

電話 050-5525-2048

E-mail: kaikeitantoall@ml.geidai.ac.jp